

登録教習機関の変更登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定による「法人の代表者の氏名の変更の届出」があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号 京第42号  
登録教習機関の名称 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
登録教習機関の住所 東京都港区芝5丁目35番2号  
事務所の名称 陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部  
事務所の所在地 京都市下京区東塩小路高倉町2番1  
京都ケイズビル3階  
変更する年月日 令和6年5月31日  
変更事項 代表者（下記のとおり）

変更前	会長 渡邊 健二
変更後	会長 齋藤 充

令和6年8月27日

京都労働局長



※ 京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。